

八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、八戸市が実施する「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務」（以下「本業務」という。）に関し、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選考し、「別紙1 八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務について、八戸市と受託候補者が協議の上、契約を締結するものであること。

2 業務概要

(1) 業務名称

八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、この業務の設計期間を上記のとおりとしているが、契約変更により令和6年度への業務期間延長を可とする。

(4) 委託上限額

本業務の委託上限額は、30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、委託上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

(5) 業務成果の帰属

本業務に係る一切の成果品は、発注者に帰属する。

3 公募型プロポーザルの参加資格

本業務の提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当市の令和5年度版競争入札参加資格者名簿（測量、建設コンサルタント業務）に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。（一般競争入札の参加者資格）
- (3) 国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申立てもさ

れていない者であること。

- (5) 八戸市暴力団排除条例（平成 23 年八戸市条例第 48 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 平成 23 年度から令和 4 年度までの間において、次のいずれかの業務の受託実績を有すること。
 - ① 東北地方又は北海道における地方公共団体の津波避難計画、地域防災計画、地震防災対策推進計画、津波避難対策緊急事業計画、津波防災地域づくり推進計画のいずれかの策定・改訂業務の受託実績を有すること。
 - ② 東日本大震災において津波により被災した地方公共団体から、当該津波被害に基づく津波避難対策の計画等の策定・改訂を含む業務を受託した実績を有すること。
 - ③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に指定された地方公共団体から、当該地震に伴う津波被害想定に基づく津波避難対策の計画等の策定・改訂を含む業務を受託した実績を有すること。
 - ④ 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された地方公共団体から、当該津波の浸水想定に基づく津波避難対策の計画等の策定・改訂を含む業務を受託した実績を有すること。
- (7) 仕様書の「6 実施体制」に定める要件を満たす者で、本業務の提案に参加する者（以下「参加者」という。）と継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。

4 公募型プロポーザルの実施方法について

(1) 審査方法等について

公募型プロポーザルは、次の①から③のとおり審査を行う。

① 参加資格確認審査

書類により参加資格を審査する。

② プレゼンテーション（二次審査）

別表 2 の採点項目に基づき企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査するものとし、各選考委員による評価点数の合計点の最も高い者を委託契約の候補者とする。

最高得点を獲得した者が複数いる場合は、選考委員の多数決によりそのうちの 1 者を委託契約の候補者として選定する。なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがある。

(③ 一次審査)

参加者が 10 者を超えた場合は、次により一次審査を行う。

参加資格確認審査を通過した参加者を対象とし、別表 1 の評価項目及び配点に基づき企画提案書を審査し、各選考委員による評価点数の合計点の高い順に上位 10 者を一次審査通過者とする。

なお、一次審査における評価点数は、プレゼンテーション（二次審査）の評価点数

には一切含めないものとする。

また、10者を超えない場合は一次審査を行わず、全者でプレゼンテーションを行う。

(2) プレゼンテーション（二次審査）について

① プレゼンテーションの日時及び場所

ア 実施日時 令和5年9月22日（金） 予定

イ 実施場所 八戸市庁舎内（時間調整の上通知する。）

② 選考委員

プレゼンテーションの選考委員を当市職員5名が務める。

③ プレゼンテーションの設定時間及び質疑応答の内容

プレゼンテーションに設ける時間は、参加者による提案内容の説明20分間、選考委員による質疑応答10分間とする。なお、参加者の出席者は3名以内とする。

プロジェクターを使用しての説明を可とするが、そのために使用するパソコンは参加者が用意すること。なお、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは当市が用意する。

(3) 一次審査について

一次審査の選考委員を当市危機管理部職員5名が務める。

5 スケジュール

実施要領の公表	令和5年8月4日（金）
質問書受付開始	令和5年8月4日（金）
質問期限	令和5年8月10日（木）17時まで
質問回答	令和5年8月22日（火）17時まで
参加申請書提出期限	令和5年8月25日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和5年9月1日（金）17時まで
一次審査結果通知	令和5年9月8日（金）（予定）
プレゼンテーション（二次審査）	令和5年9月22日（金）（予定）
審査結果通知	令和5年9月26日（火）（予定）
契約締結	令和5年10月3日（火）（予定）

6 実施要領の配布等

(1) 実施要領、様式の配布

八戸市ホームページの公募情報掲載ページに情報を掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

URL：<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/20272.html>

(2) 説明会

説明会は開催しない。

7 プロポーザルに関する質問の受付

実施要領・仕様書に質問がある場合は、次のとおり受付及び回答する。

(1) 質問書受付期間

令和5年8月4日（金）～令和5年8月10日（木）17時まで

(2) 質問書の提出先

「14 事務局（書類の提出及び問合せ先）」のとおり。

(3) 質問の方法

実施要領、仕様書のどちらについての質問か明記し、電子メールにより提出すること。メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

※メール以外の手段による質問は受け付けない。

(4) 質問書の様式

質問書（様式1）

※審査基準の配点等、審査に関する事項、他提案者状況、業務実施に必要ないと判断される質問は受け付けない。

(5) 回答方法

令和5年8月22日（火）までに当市公式ホームページに掲載する。

なお、質問をした事業者の氏名等は公表しない。

回答に対する再質問は受け付けない。

8 参加申請書等の提出

次によりプロポーザル参加の意思決定について提出する。

(1) 提出書類

① 八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針策定業務委託に係る公募型プロポーザル参加申請書及び誓約書（様式2）

② 会社概要書（様式3）

③ 履歴事項全部証明書（参加申請日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可。）

④ 同種業務実績表（法人）（様式4）

⑤ ④の業務実績を証明する書類の写し

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和5年8月25日（金）17時まで

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法で送付すること。

持参の場合、土曜日、日曜日、祝祭日は受け付けない。

(5) 提出先

「14 事務局（書類の提出及び問合せ先）」のとおり。

(6) 提出書類の記入上の留意事項

①作成要領

用紙はA4版、片面印刷とする。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。

②会社概要書（様式3）

自社組織図は、本業務に関係する部署を中心に作成し、その部署名と主な業務内容は必ず記入すること。

③同種業務実績表（法人）（様式4）

業務実績は、平成23年4月1日以降に地方公共団体が発注した次に掲げる計画等の策定・改訂に係る業務の受託実績（参加申込書の提出日時時点で契約中の業務を含む。）を5件以内で記入すること。なお、受託実績を証明する書類の写しを添付すること。

- ・津波避難計画
- ・地域防災計画
- ・地震防災対策推進計画
- ・津波避難対策緊急事業計画
- ・津波防災地域づくり推進計画
- ・東日本大震災の津波被害を踏まえた津波防災対策に関する計画等
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域又は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された地方公共団体における、当該津波災害想定に基づいた津波避難対策に関する計画等

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの企画提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年9月1日（金）17時まで

(2) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②業務実施体制表（様式6）
- ③配置技術者経歴及び同種業務実績表（様式7）
- ④企画提案書（様式任意）
- ⑤経費見積書（様式8）
- ⑥積算内訳書（様式任意）

(3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-Rを1部添付すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は認めない。

①持参の場合

上記提出期間の午前9時から午後5時までとする。

なお、土曜日、日曜日、祝祭日は受け付けない。

②郵送の場合

書留郵便等の配達記録が残る方法で送付すること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

(5) 提出先

「14 事務局（書類の提出及び問合せ先）」に提出すること。

(6) 提出書類の記入上の留意事項

①業務実施体制表（様式6）

業務担当者は、配置予定の管理責任者、実務担当者すべてを記入すること。その際、必要に応じて枠を追加すること。

②配置技術者経歴及び同種業務実績表（様式7）

実務担当者1名につき、1枚を作成すること。

記載する業務実績は、平成23年4月1日以降に地方公共団体の津波避難計画、地域防災計画、地震防災対策推進計画、津波避難対策緊急事業計画、津波防災地域づくり推進計画のいずれかの策定・改訂業務の実績（参加申込書の提出日時時点で契約中の業務を含む。）を5件以内で記入すること。

③企画提案書

A4判片面印刷とし、文字は12ポイント以上、左綴じで製本すること。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。

仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、委託上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選考においてプロポーザル方式を採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。

仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたってはそれらの趣旨を十分に踏まえて記述すること。

できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

※図面等の表現の都合上A3判の資料を挿入する場合も片面印刷とし、A4サイズに折りたたむこと。

④経費見積書（様式8）及び積算内訳書（任意様式）

積算内訳を任意様式で添付し、積算にあたっての根拠等を明示すること。

⑤その他

本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

企画提案書は、参加者1者につき1提案とする。

提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

本プロポーザルへの参加を辞退しようとする者は、辞退届（様式9）を「14 事務局（書類の提出及び問合せ先）」へ提出すること。

辞退届は、電子メールにより提出し着信確認を行うとともに、正本を別途郵送すること。

企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、契約予定事業者として特定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者が了

解した場合は、利用できるものとする。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、参加者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 内容の異なる複数の提案書を提出した場合。
- (5) 見積価格が提案限度額を上回る場合。
- (6) 本プロポーザルの公告後、本業務に関することで選考委員に接触を求めた場合。

11 審査結果

審査結果（評価点数と順位）は令和5年9月26日（火）までに電子メール及び書面で通知する。また、受託候補者以外の名称を除いた上で、一次審査通過者の評価点数を本市ホームページで公表する。なお、選考過程及び審査結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

12 契約

(1) 契約方法

契約予定事業者と協議し、業務提案内容を反映した内容の仕様書に調整した後で契約を締結する。

契約の手続きは、八戸市財務規則（昭和54年1月23日規則第1号）の規定に準じるものとし、この契約の手続きが完了するまでは、本市との契約関係が生じるものではない。

(2) 業務委託仕様書の作成

本業務委託の仕様書は契約予定事業者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約予定事業者との協議により、契約内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (2) 提出された書類等は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (3) 実施要領は、本業務の受託候補者と契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

14 事務局（書類の提出及び問合せ先）

八戸市 危機管理部 危機管理課

所在地：〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1

電話：0178-43-2147 F A X：0178-43-0099

電子メール：kikikanri@city.hachinohe.aomori.jp

【別表 1】

評価項目		対象とする書類	評価内容	配点
実績・体制	業務実績	同種業務実績表（法人）（様式4）	・類似業務の実績	5
	業務体制	業務実施体制表（様式6）	・配置技術者の業務実績 ・円滑に業務を遂行できる人員体制か ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10
企画提案	実施方針	企画提案書	・八戸市における津波浸水想定及び津波避難計画を理解しているか ・本業務に対する基本的考えが具体的かつ適切に示されているか。	10
	課題の整理	企画提案書	・八戸市の地域特性を理解した提案がなされているか ・八戸市の各地区の昼夜間人口を踏まえた提案がなされているか	10
	・避難困難地域解消に向けた検討 ・検討結果を踏まえた方針の策定	企画提案書	・自動車避難を含めた最適な避難方法についての分析及び自動車避難のルールを整理するための手法についてどのように考えているか	15
			・円滑な避難を実現するために整備等が必要な避難路について、取りまとめる手法をどのように想定しているか	10
			・円滑な避難を実現するために最適な津波避難施設の配置等並びにその他の津波避難対策についてどのように考えているか	10
	その他		・積雪寒冷地の特性を踏まえた提案 ・仕様書に示した内容以外の独自の提案 ・創意工夫のある優れた提案	10
見積書の内容	経費見積書（様式8）	参考見積額が委託上限額の範囲内で、かつ委託内容に対して妥当なものとなっているか（委託上限額を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする）	適・不適	
合計				80

【別表 2】

評価項目		対象とする書類	評価内容	配点
実績・体制	業務実績	同種業務実績表（法人）（様式 4）	・類似業務の実績	5
	業務体制	業務実施体制表（様式 6）	・配置技術者の業務実績 ・円滑に業務を遂行できる人員体制か ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	10
企画提案	実施方針	企画提案書	・八戸市における津波浸水想定及び津波避難計画を理解しているか ・本業務に対する基本的考えが具体的かつ適切に示されているか。	10
	課題の整理	企画提案書	・八戸市の地域特性を理解した提案がなされているか ・八戸市の各地区の昼夜間人口を踏まえた提案がなされているか	10
	・避難困難地域解消に向けた検討 ・検討結果を踏まえた方針の策定	企画提案書	・自動車避難を含めた最適な避難方法についての分析及び自動車避難のルールを整理するための手法についてどのように考えているか	15
			・円滑な避難を実現するために整備等が必要な避難路について、取りまとめる手法をどのように想定しているか	10
			・円滑な避難を実現するために最適な津波避難施設の配置等並びにその他の津波避難対策についてどのように考えているか	10
	その他		・積雪寒冷地の特性を踏まえた提案 ・仕様書に示した内容以外の独自の提案 ・創意工夫のある優れた提案	10
プレゼンテーション		・提案内容の実現可能性 ・本業務の成果品の内容に期待できるか	20	
見積書の内容	経費見積書（様式 8）	参考見積額が委託上限額の範囲内で、かつ委託内容に対して妥当なものとなっているか（委託上限額を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする）	適・不適	
合計				100